

2021年8月2日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「2021年2月に日本放送協会が相手方と裁判をして出された判決文とその内容の一部」として、「(1) 2月17日の東京地方裁判所で判決のあったものの判決文 (2) 2月24日の東京高等裁判所の判決の判決文およびその前提となった地方裁判所の判決文」に係る開示の求めがあった。

この求めに対して、NHKは、該当する3件の裁判の判決書の写しを開示したが、それらの文書中に記載された被告や原告、被控訴人等の氏名や住所については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものとして、NHK情報公開規程（以下、「規程」）第8条1項3号により開示することができないとした。

これに対して、視聴者から、裁判所内では原告・被告の名前が掲示されているほか、報道記事や動画投稿サイトでも特定の個人の情報が伝えられているので個人情報保護する必要はないなどとして、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

求めの文書のうち、東京地方裁判所令和3年2月17日判決については、「被告住所氏名」、東京高等裁判所令和3年2月24日判決については、「被控訴人住所氏名」、および第2事案の概要3(2)(控訴人の補充主張)イの中の「氏名」、東京地方裁判所令和2年6月26日判決については、「原告住所氏名」、第2事案の概要1(1)の中の「所属先」および「氏名」、(2)の中の「氏名」、および同2(被告の主張)(4)の中の「氏名」のそれぞれについては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる名前その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであり、規程第8条1項3号に該当するため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書には、それぞれ原告や被告、被控訴人などとして個人の氏名や住所、所属先の記載があり、それらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、規程第8条1項3号に該当するものと認められ、一部開示としたNHKの判断は妥当である。ただし、参議院議員としての活動拠点に関する情報は、同条2項1号にある「すでに公にされ何人も知りうる状態に置かれているもの」に該当するため、開示すべきである。

4 審議の経過

2021年 8月 2日 (第306回審議委員会)

第847号

諮問、審議、答申